

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会（第11回）

1 開会

【座長】 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会の第11回を開会します。

2 議事

（1）前回の振り返りについて

【座長】 最初に、前回の懇談会の議論について振り返りの資料がつくられておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

（資料1について事務局より説明）

【座長】 議論がかなり詳しく整理されていると思いますが、自分が発言したことで、非常に大事なことがここに全く触れられていない、どうしても追加してほしいというご意見はございますか。よろしいでしょうか。では、ご異論はないようなので、前回の振り返りはこれで終わり、完成ということにしたいと思います。

（2）市長の責務等について

【座長】 それでは、本日の議題に移ります。

今日は、資料2のⅢ「公正と信頼の確保について」の残りがあります。資料について、事務局から説明をお願いいたします。

（資料2 Ⅲ、資料3について事務局より説明）

【座長】 大分長い説明になりましたけれども、6項目ほどに分かれております。

まず、「公正と信頼の確保について」という大きなくりの中で最初に出てきていることが、行政手続についてです。副座長によれば、自治基本条例というのは全体に最大の手続条例であり、武蔵野市は政策決定過程の公開と、市民参加、職員参加等々から長期計画を決めていく手続等々について、法律等にはほとんど書いていないことを次々と開発してきたという話があるわけですが、そういう政策形成過程の手続のほかにも、もう決まったことを実行していくという行政手続の部分については、先に国のほうで行政手続法ができたわけです。各自治体もそれに準じて行政手続条例をどんどん制定していく、こういう動きになっているわけで、武蔵野市もちゃんとつくっておりますということです。

全体的に手続ですけれども、そのうちの執行手続について決めているのが行政手続条例です。これをこの自治基本条例の中にどういう形で取り込むかということ聞かれているわけです。行政手続について明示的に規定するかしないかということと、行政手続条例について表記するかしないかということが聞かれているのですが、武蔵野の場合は条例は既にあるということなので、条例で別に定めるとかそういう条文を置くか置かないかという質問になると思うのです。私は置くべきだと思っているのですが、何かご異論があるでしょうか。要らないというご意見

があれば。

ここは条例で別に定めるという趣旨の包括的な規定を置くということによろしいでしょうか。もしこれも改善の余地があるということなら、この機会に条例をまた改正してでも、より一層充実するということをお考えいただきたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

【副座長】 今、座長が言われたとおり、これがないと事前手続が完成しない。情報公開と行政手続は一体化して初めて完成する。したがって、情報なければ参加なし。この考え方として、ぜひこれを入れてもらいたいですね。

それから、今の論点で①、②を一緒にやっていると思うのですが、ここの中で、武蔵野市の手続条例は、市が行う処分、行政指導、届出、不利益処分について規定しています。したがって、これらについても改めて具体的に規定する必要はないまでも、これらを踏まえた規定をぜひ入れてもらいたいというのが、私のとる立場です。

特に、この行政指導についての手続は、武蔵野市の水道法違反事件で東京高裁が判断を示した。これは座長も証人か何かで行って、随分関わった事件ですけれども、実はこの東京高裁の判断が基準になって、いわば行政指導という言葉がここで初めて認められたのです。したがって、これを契機に手続法ができたとは私は認識しています。これはいろいろなところでも論文を書いています。武蔵野が行政手続の、特に行政指導の震源地であるというところから見ても、これは自治基本条例の中で、ある程度丁寧に入れてもらいたい。これが武蔵野のとるべき、全国に発信する位置づけだなとは私は捉えています。

【座長】 行政手続に関してはこのくらいでよろしいでしょうか。

次の、(2) 監査についてです。

これはよそで規定している例はあまり多くないようですが、11 の対象のうちの1つだけ、お隣の三鷹市が監査委員についての規定を置いていらっしゃる。監査の基準といいますか観点について、法律に書いていないことを少し加えているということでしょうかね。

資料3 (第10回) の11/13 ページのNo.68 に、「監査委員は」「監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか」、これは監査のときに、法律でも必ず書いてあることですが、「経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする」。法律は、経済性、効率性、有効性とは書いていなかったのかな。普通3E監査というのです。Economy、Efficiency、Effectiveness、頭文字のEが3つ続いているので、3Eの監査というのです。それを追加しているということなのではないかと思うのですが、あえてこういうことを書いていらっしゃるということですか。武蔵野はこういうものを置く必要があるかどうかということですか。

ここも制度に選択の余地が出てきて、これからは議選の監査委員を置かなくてもいいという選択肢が自治体に出てくるということなので、そこを選択する場合には、うちは置くとか置かないとか書く余地もあると思うのです。そうでもなければ、今特に監査について書かなければいけないことがあるというふうにも私はちょっと思わないのですが、どんなものでしょう。こういうことを書いたほうがいいのかという何かご意見があるでしょうか。

【副座長】 No.68 の三鷹の表現ですけれども、大きく分けて3つありますね。第1が市の財務に関する事務の執行です。第2が経営にかかわる事業の管理の監査。第3が市の事務の執行

の監査。3つ書いてあります。これは今までの事務執行の監査だけでなく、行政全般にわたる監査もできると地方自治法が途中で改正された。多分これを受けてそのまま書いています。

「市の財務に関する事務」というのは何となくわかるのですが、「経営に係る事業の管理の監査」という表現ですと、ちょっと意味不明です。経営というのは、市の経営なのか、それとも外郭団体その他を含めた全体の経営なのか。そうすると、市の財務と経営とどう違ってくるのか、あるいは事務とどう違ってくるのか。こういうのが、調べてみないとわからないのですけれども、三鷹の表現は、このままは使えないような気がしていますので、ここまで細かいことを入れるかどうか。「事務事業の適法性、妥当性、経済効率性及び有効性の評価を踏まえて」という表現程度にとどめた方が良いでしょう。要件をあまり区切ってしまうと、外れた部分が監査できないのかということになる。監査はこれから結構大事な事業になるので、私の意見とすると、ここまで細かく入れる必要があるかどうか。もっと総論的に規定しておいてもいいのではないのかな、こういう考え方を持っています。

【A委員】 一般的に監査委員が市の業務を監査することは置いておいて、内容は今おっしゃったことを議論していただくけれども、対市民からしてみると、監査請求ということもございます。

今、(1)で行政手続について入れましょうという話に決まりましたけれども、行政手続に対して市民が不服があったときに、今度は監査請求というところにつながるのではないかと思うのです。そうなってくると、市民の立場に立ってみると、行政手続と監査(請求)は、1つの流れとして置いておいたほうがいいのかと思っています。

中身については、副座長のおっしゃったとおりの議論の余地はあると思うのですが、対市民にとっては、私は監査というのは、頭出しだけでも、行政手続に対して不服がある場合は監査請求という道がありますよ、そういう流れはつくっておいたほうがいいのかと思います。

【座長】 ほかの問題とも関連するのですが、監査請求ができるということは地方自治法そのものに書かれていて、監査請求があつて、その監査委員の見解が出されたときに、それでも不満だということになると今度は住民訴訟になるなど、そういう一連のプロセスがあるわけです。そういうことは法律に書かれているので、そこもまた踏まえて、法令で書いてあることまで書き込むか否かということが1つの論点になると思うのです。ほかのテーマにもみんな関連があるのですが、そういうことを書いていくとたくさんのかたちを書き込まなければいけない。特に法律で定めていること以上につけ加える何かがあれば書くということでは、どうでしょうか。

【A委員】 それも1つの考え方だと思うのですが、私は相当冒頭のほうで、これは市民にとっての市政参加の取扱説明書のようなものになるといいという意見を申し上げたのです。そうすると、市民の方は、この条例を見れば、一連の市政の参加が完結できるのではないかと。他の部分はおいておいても、この部分は市民にとっては肝のような気がしているのです。市民参加はした、でも、行政手続の中で不満があつた、ではどうするかといったときの最後の監査が流れてくる。座長のおっしゃるとおり、その後は住民訴訟になるわけですがけれども、ここまで書く必要があるかどうかは別として、行政の手続の中では、監査までは一連の流れとしてあるので、一般の、通常の業務に関する監査委員がやる監査とは別に、そこはあえて書く必要があ

るのかなとも思いますが、市民にとっての、市民参加の一環として、ここは書いてもいいのかな。別にどうしても必要というわけではないのですが、一応意見だけ言わせていただきたいと思います。

【座長】 こういうご発言がありました。それは反対というところの意見は特にないので、他のことも全部そう書き込めと言われると、随分うるさいなという気もするのですが、ここはそういう観点ではなく、市民にとって非常に重要なことなのでということであれば、そういう考え方もあり得るか、こう思っております。

【副座長】 そのとおりですけれども、もう一度確認をしたいのです。最初の、市の財務に関する事務の執行は法律に書いてありますね。それから、市の事務の執行に関する監査も書いてありますね。次に出てくるのは、事務事業の適法性、妥当性、経済性、効率性、有効性の評価という意味ですか。これを強調しておくという意味ですね。

【A委員】 中身についてはこれから議論が必要だという話をさせていただいた。その辺は議論しなくてはいけないかなと思っているのです。法律に書いてあるから別に削ってもいいのではないかなというものもたくさんあると思うのですが、ここに関しては、私はどちらかという市民参加の一環として、市民参加の、それがうまくいけばいいですけれども、うまくいかなかった場合、行政手続条例にのっとって不服申し立てもしましょう、それがうまくいかなければ監査請求までしましょうという流れは、市民にとって必要なことなので、明示しておいたほうが市民にとって優しいかなという市民参加の観点からの意見です。これは中身についてどうこうではないです。

【座長】 そういうご意見があるのですが、要するに、三鷹のようなタイプの監査対象事項と監査基準の話ではなくて、プロセスとして、市民が、いろいろ苦情がある、不満があるというのから出発して、それで満足がいけないときは監査請求までであるという不満の救済の手続を重要視していらっしゃる。それをちゃんと規定で残したほうがいいのではないかなというご趣旨だと思います。それは1つの考え方だと私は思います。

【副座長】 当然だと思いますね。

【座長】 ここに書かれている三鷹の例と趣旨が少し違うと思うのですが、よろしいでしょうか。特に異論がなければ、そういうことにしたいと思います。

次に、(3) オンブズパーソン・オンブズマンについてということですが、これについてはいろいろご意見が出るのではないかと思います。これもお隣の三鷹市では総合オンブズマンという制度を採用しているので、自治基本条例でも触れているということです。

なお、オンブズマンとオンブズパーソンという言葉がこのごろ使われるのですけれども、もともとはオンブズマンという言葉だったのです。ところが、オンブズマンというのが英語だと思った方々が、マンというと男性をあらわしている、女性はウーマンなので、マンでは男性だけみたいに見えるからよくないのではないかと発想されて、パーソンという言葉に変えよう

という議論が出てきて、オンブズパーソンという日本語が出てきたわけです。

これがいきさつなので、両方使われているわけですが、もともとオンブズマンは英語ではなくて、スウェーデン語で、出発が北欧の言葉です。そこから出て世界に普及し始めた制度なので、北欧諸国にあった制度をイギリスが使い、ヨーロッパの国々が使い、アメリカに渡りとかというふうに拡大してきたものです。もともと英語ではなかったのに、マンをパーソンに変える理由はないと私は思うのですが、やっぱり変えたほうがいいという人たちが多くて、チェアマンと言ったのをチェアパーソンに変えるのと同じような趣旨でオンブズパーソンという言葉が生まれてきたといういきさつなんです。どちらにするかということも議論し出すときりがないのですが、その上でこれに関して武蔵野はどう考えるかということでございます。

武蔵野は今までこういう制度をつくっていなかったのですが、つくるとしたら、本来は北欧諸国から始まったのも、まず国レベルから始まり、それから自治体へと来たわけですけれども、もともとこれは国ならば国会が設けるものですし、自治体でも自治体議会が設置するものなのです。ところが、日本の地方自治法の従来の方針では、それを置き得るような余地が開かれていなかったものから、つくる場合には致し方がないので、首長部局へつくることになったといういきさつなので、つくるなら議会につくったほうが本来の筋じゃないかと思うのです。いつか副座長が同じ意見を言っていたらいいと思います。

【副座長】 そこで議員さんが出てきているのですが、私が議員さんとの意見交換会の中で、本来なら議会をつくるのだけれども議会には附属機関がつかないからと発言したら、ないものはつくれるという議員さんの発言があったのです。それを踏まえながら、議会基本条例の検討の過程で、この議論がされているのですか。あるいは、市長に任された附属機関の委員が審議しているのか。もしかして議会の議論とバッティングするような内容があると困りますので、この点はいかがですか。

【B委員】 今、議会基本条例の中では具体的にオンブズマン制度等についての議論というのはないです。前回出ていた附属機関の話については、いわゆる地方自治法上の解釈が、ここへ来て大分変わってきた。そもそも、やるものではないという解釈だったものが、別にやっても悪くはない、そういったところになってきているという流れの中で、それであれば、これからつくっていくことは可能だろう、そんな議論がなされていたかと思います。その延長線上で、オンブズマンに該当するような、そういう機関ができて当然不思議ではありませんし、逆にそういうものがあるのもいいのかなと思っています。

このところずっと考えていて、これまでの経過はあまり調べていないのですが、先ほど座長のおっしゃったとおり、議会の中に置くべきだろうというのは僕もそう思うのです。本来であれば、住民の苦情であるとかそういったものというのは議会が吸い上げて、議会と行政との議論の中で改善すべきは改善するというのが本来の筋なのかなと。ただ、市民からすると、議会に言ってもなかなか変わらない、だったら直接言ってしまうところも、背景の中の1つとしてはあり得たのかなと。また、行政のさまざまな不手際だとかそういったところが、情報化社会ですので、どんどん前面に出てきてしまう。そういう中から直接、そういったところは改善してもらおうように言うべきではないのか、そういったさまざまな流れの中で、オンブズマンというのが日本の中では定着してきたのかな。

そんなことから考えると、例えば議会であれば、陳情、請願だとかそういった制度もございますし、いわゆる吸い上げる制度はある。それをさらに拡充していくという意味においては、こういう制度を設けていくことは必然なのかなと思っています。現実にも今、議会基本条例の中で議論できていないので、これも1つ宿題になるかもしれませんが、議論の対象にはなっていないかなと思っています。

【C委員】 オンブズマンのことは、それほど専門的に勉強したわけではないので、間違っていたら恐縮ですけれども、私の出身の仙台で、市民オンブズマン制度が随分活発に展開されていたことがありました。そこで県政とか市政とかの汚職問題を暴くような形になったために、政治や行政が停滞してしまったということが実際にございました。

私のイメージとしては、オンブズマンというのは議員なり議会がやっていくべきではないかという話があったのですけれども、市民が議員なり行政なりの不正をただしていくという感覚があったのです。ただ、もちろんこのオンブズマン制度というものは、さまざまな形であり得ることなので、議会に基盤を置いた形、あるいはこういった形で自治基本条例をつくることで、1つの委員会制度という形でのやり方もあり得るし、NPOのような全くの市民団体という、行政や議会とかそういったところから離れた形での政治の透明性とか公平性を確保する役割を果たすこともあり得るのかなと思いましたので、この制度に関しては多様性というか選択の余地があるのかなという気がいたしました。

【座長】 市民オンブズマンというのは完全に民間で、仙台市が設けている制度ではありません。

【C委員】 でも、県政オンブズマンが最終的にはつくられているので、そもそもは市民発信ですけれども、民間の運動だったものが制度としていくようになったということなのです。

【座長】 それで県政オンブズマンですか。宮城県が県政オンブズマン制度をつくったのですか。

【C委員】 仕組みはわかりません。

【副座長】 今、議論になったオンブズマンについて、宮城県でいわゆるオンブズマン活動しているのは完全な市民団体です。私も一昨年、東北の宮城、北海道のオンブズマンの研修に呼ばれて講演会をやったことがあります。私も完全にボランティアで、お金も一切もらわないで、情報公開と市民参加のような講演をやったことがあります。これは学者と弁護士がほとんどで、一部住民が参加して、完全に市民団体そのものです。行政とは一切関わり合いがない。したがって、先ほど言ったように、私がそこで講演会をやっても、別にお金をもらわない。頼まれたから、私は勝手にボランティアで出るという講演活動もしていましたし、それを踏まえて、住民が来てくれというと、やっぱりボランティアで行く。完全に住民団体です。

論点はまたもとに戻しますけれども、今までの議論は、全て行政を監視するという行政機関の問題ですね。監査もそうですね。それから、公正な手続だとかこういうのも全部、行政を主

体に置いた論議の仕方をしていただけです。オンブズマンというのは方向をまるきり変えて、多様な方向から見ようよという視点で、したがって議会に置くべきだというのが私の主張です。方向性が違う。これは執行機関ではなくて、対立構造である議決機関に置くところ、行政ではなくて立法機関に置くところ、ここに意味がある。全然違う論点で議論をできるのではないかという視点です。せっかく武蔵野がそんなに早く自治基本条例をやっているわけではないのだから、ここでちょっと特色のあることをやっていくとなると、ここを何とかしたいなということですね。

一番怖いのは、怖いのはというのは変な言い方ですけども、議会の賛同を得られるかどうかということ、議会が主導できるかどうかということが、私は一番心配なので、議員さんにつっこ聞いたのです。

【D委員】 ここは行政側からはなかなか意見を言いづらいところではあるのですが、三鷹市がオンブズマン制度を設けているということで、現在の実態というか、どういう活動か。副座長のおっしゃっている制度とは若干異なる、行政側に置いたオンブズマン制度だと思っておりますけれども、その実態がもしわかれば、参考のために事務局のほうから答えていただければと思うのですが。

【企画調整課長】 三鷹市さんでは、三鷹市総合オンブズマン条例というのを立てて、それに基づいて運用されているところです。委員の方は、条例上の定数は3人ですが、今のところは2名で、弁護士の方と学識経験者の方の2名で対応しているという状況です。対象としては、市の機関が行っているサービス、これに関連する職員の行為について、利害関係があれば苦情を申し立てることができるということです。

活動の状況については、ホームページからの情報になるのですが、平成27年度は全部で6件の申し立てがあったということです。平成26年度は1件だったということで、年によってちょっとばらつきがあるようではございますけれども、事例としてはそのような形で運用されているという状況です。

【座長】 日本の自治体で最初にこれを設置し出したのは川崎市だったと思いますね。川崎市が、やはり3人ぐらい置いているのではないかなと思います。そして、川崎の場合は、三鷹と同じような総合オンブズマンというのかな、分野を限定しないものだったと思います。その次に、比較的話題になったのは、中野区です。中野区が福祉オンブズマンというのを置いたのではないかな。福祉分野に関する苦情が随分集中していたものですから、福祉に限定したオンブズマンだったという気がします。その後、三鷹も含めてどのくらい全国の自治体に広がったか、あまりはつきり確認はしていないのですが、いつかのブームは去っているので、現在はあまり話題になっていないという感じです。

C委員のおっしゃった仙台・宮城でというのは、全国にあるのですが、市民オンブズマンと称しているので、自治体がつくるものをわざわざ公的オンブズマンという言葉を使うこともあるくらい、民間の運動として弁護士さんたちが中心になってやっているものがある。これで大問題になったのは、情報公開をして、経理の帳簿をみんな出してもらって、官官接待を追及したときがあるのです。それと、今度は議員さんの出張旅費等々の費用のことを調べたと

か、組織的に全国で次々に開示請求をして、全国から集めて分析して、ワッと出しました。国の役人、会計検査院が検査に来るとき、自治体が一生懸命接待している、この接待は何事か、幾らのお金を使っているか、みんな出しましたから、以後、会計検査はそういうものは一切もらわない、ごちそうにならないとなりましたけど、その当時は大問題になった。そういう効果を上げていたという問題があります。これは公的なオンブズマンではない、市民オンブズマンと称する市民運動です。

【C委員】 その市民オンブズマンが県政オンブズマン制度という形で公的なものに再編されたような形で書いてあったので、そこら辺の経緯が明らかではないのですが、今もしこれを入れるという形になったとして、武蔵野市が想定しているのは、公的オンブズマン制度ということですね。実際に市民オンブズマン制度が非常にはやりになった時期というのは、官官接待とかで、議会なり行政なりが監査も含めてお互いにチェックしなくてはいけないのに、なれ合いで隠し合っていた、そこを全くの市民ベースでたたき出したという状況ですが、そこについて武蔵野市はどういうイメージを持っていらっしゃるのか。

それから、実際に市民オンブズマンという可能性は、武蔵野市としてはあまりなさそうなのか。悪い意味では全くなくて、状況を教えていただければと思います。

【企画調整課長】 市民の方から今、特に表立ってこういった運動をされているものは、現在はないというか、自治基本条例でもし決めるのであれば、当然公的なものになるのかなと考えてございます。

【C委員】 先ほどの行政手続条例と監査に関してですが、武蔵野市はこの2つの制度の運用のされ方、実際どのような形で行われているのかということも、ご教示いただければと思います。行政手続条例が制定されてからどのように活用されているのかとか、実際にその監査委員の方たちの活動ぶりはいかなるものか。監査請求というのはどのくらいあるのか、などということに関しては、簡単に御説明いただくことはできますか。

【企画調整課長】 行政手続については、武蔵野市のさまざまな手続の標準的な手順について決めております。例えば、標準処理期間は、受付をいただいてからどれだけの期間で返さなくてはいけないとか、そういった縛りを設けているものになりますので、各制度がそれに準じた形で運用しているというのが現在の内容になります。

【副座長】 私は全国でも最先端で、これは自慢してもいいと思うのですがけれども、武蔵野の議会はすごいです。陳情、請願を特に区別しないで、陳情であっても全て上程して、委員会で審議しているのです。おまけに、今でもやっていますね、一回休憩して、陳情者の意見を聞いて、議員さんとやりとりをしながら採択だとかこういうのを決める。これは実はオンブズマンの一環だと私は思っています。市政に対する要望だとか苦情だとか、こういうのを陳情、請願という形で出してきた、それを真剣に検討している。ほとんどが一括付託で、ほとんど審議しないで、事務局レベルで適当に採択、不採択をやって、それを議会に報告するという議会がいっぱいあるのですが、武蔵野は全部委員会に付託して、審議しているんです。この点の状況を

ちょっと。私がいたときはそうだったのですけれども、今はどういう具体的な内容があるか。最近の事例だとか、請願、陳情の印象になった事例があったらご説明いただくと、一般の方はわかりやすいのですけれども。

【B委員】 最近、武蔵野でも全国ご多分に漏れず、待機児童問題が非常に大きな問題としてありますので、保育園の設置であるとか拡充といったこと、それから、日常生活に対する補助を求めるだとか、そういったケースが多いように感じています。

私が議会に入った当初は、もう少し全国的な問題として、例えば原発反対だとか、そういった陳情が多く出されていたということもありましたし、そのときそのときの社会が抱えている、また、武蔵野市が抱えている問題について改善をしてほしい、そういう趣旨の陳情がこれまで比較的多かったのかなと思っています。

その延長線上で話しますけれども、例えば職員の行動に問題があるのではないかだとか、行政的な手続で、これは不備があるのではないかと、そういったものを改善するように求める陳情とか請願はあまり聞かれないのかなと。そういう意味では、オンブズマン制度というものがもしあれば当然そういった部類に属するのでしょうし、先ほど議会の中にとの話もありましたけれども、例えば議会の中での不正だとか、それこそ政務活動費の使途が不明だとか、そういったものに対する対応を、例えば議会の中にオンブズマン制度を持ったときに、果たして機能するかどうか。そういう側面も不安な部分があるのです。そうすると、果たしてどこまで機能するののかという実効性の部分で、よくよく考えていかなければいけないでしょうし、それは行政側にもあり、議会側にもありということもあるのかもしれません。それぞれが独立した第三者機関として成立させたほうが、行政もチェックする、議会もチェックする、そういった機能を持たせられるのかな、そんな側面は先ほどからずっと考えていたのです。

【A委員】 補足です。確かに大変丁寧にやっている議会だと思っております。それを逆に捉えられてしまったこともありまして、他県の方から毎回 10 本以上の陳情が出されていた時期があったのです。それもほとんど市政にあまり関係のないようなこと。それも我々は一応全部委員会に付託をして審議をしていたのですけれども、結果的には、時間ばかりがとられてしまった。その内容も、どこかの知事はとんでもないから罷免をする意見書を出してほしいとかという他の自治体に関する項目等々まで含まれておりまして、今までは審議をしていたのですけれども、これはどうなのということで、ものによっては議場配付みたいなことにつながっていった案件もあります。その方は、最近は陳情を出されてこないのですけれども、丁寧にやっているということをどこかからおそらく聞きつけてきて、出していたのかと思うのです。そういうことも実際にあったということはつけ加えさせていただきます。悪いことではないと思うのですが、一応他県のも全部やっていますから。

【副座長】 オンブズマンあるいはオンブズパーソンの制度というのは、あくまでもここを出たから自己完結的にここで解決するという内容ではないと思うのです。問題が提起されたのを事前の手続としてきちんと受け付けて、その方向性をどこに持っていかうか。これはあくまでも例えば議会が受けた場合に、ここで解決するのではないのです。これを行政のほうでどう捉えるか。

陳情、請願にしても、先ほどA議員の言った例は別問題として、例えば市政に対する問題点だとかを採用した場合には、確実に執行機関に送るわけでしょう。送らない請願というのはあるのですか。ないですね。そうすると、年度末に必ず報告していますね。これができたかどうか、採択状況は何%目的を達成したとか、こんなのをやっていますか。何を言いたいのかといたら、議会がやったとしても、議会が決めるのではないです。行政に送って改善を求めるとか、こういう役割ですよ。

【B委員】 請願は最近あまりケースがないのですけれども、陳情に関しては、採択をされたものについては当然執行部のほうに送付をさせていただいて、それに対する執行状況でしたか、報告はそれぞれもらっています。ただ、議会のほうで、今まで一連の採択をされたものの結果どうなったというのを一覧にして処理しているということまではしていなかった。

【副座長】 議会報で公表していませんか。

【B委員】 採択、不採択までしかしていません。

【副座長】 報告を受けたというその内容も公表していませんか。

【B委員】 そこまでは現実にできていないので、それはこれからの改善しなければいけない課題かもしれないと思います。

【座長】 本題に戻りますが、オンブズマン、オンブズパーソンの話については、武蔵野は今までは採択してなかった制度であります。そして、いつかは流行になりかけたことがあるのですが、このところ数があまり増えてもない、それほど全国的に広がっている制度でもないということなので、どこまで必要か。つくったところも、そんなに大活躍しているか、意義ある活動をしているかというところ、そういううわさもあまり聞こえてこない、その価値があるかどうかというところから検討を要すると思うのです。やるのなら、国の制度の解釈も変わってきましたから、本来なら議会が設置すべきものなのではないかと私は思うので、武蔵野でも新たに設置するというなら議会が中心になって検討したほうがいいのではないかと意見です。

ただ、今回、必ずオンブズマンを入れなさいというところまでの積極性はないと思います。我々にもないし、それだけ手間暇かけて効果が上がるかという点も、よく調べてみないとわからないので、ここでは、そういう問題だと整理するというところでいかがでしょうか。異論ないでしょうか。

それでは次のページ、(4) 職員の報告についてということで、いわゆる公益通報の制度について、自治基本条例で規定するかしないかという問題です。なお、武蔵野市の場合には、条例ではありませんが、「武蔵野市職員等公益通報に関する要綱」というものを決めて、そういう制度としてつくって、運用しているということでもあります。これは、通報の件数、実績はどのくらいあるのですか。

【企画調整課長】 平成 20 年度に 1 件あったということですが、それ以降は出ていないということ。制度はございますが、そのような状況です。

【副座長】 通報に関する法律の特徴というのは、通報者の不利益禁止が主な内容です。ですから、「公益」とついている。公益だから通報者には当然そういう権利なり義務なりがある、こういう発想ですけれども、要綱でこういう内容が書いてありますか。

【企画調整課長】 不利益取扱禁止という条がございまして、公益通報を行った職員等は正当に公益通報を行ったことによるいかなる不利益な取り扱いも受けないという規定は、要綱の中にございます。

【副座長】 要綱の法的効果、拘束性、いかなる処分も受けないという要綱がどのくらいの法的拘束性を持つのか、こういう話になってきて、これは本来なら条例にすべきでしょう。そうすると、その前に基本条例の中でも明確に位置づける。基本条例の最大の理由というのは、私は最大の行政改革であると思って、位置づけています。したがって、この位置づけの中からも、要綱ではなくて、条例にして、さらに基本条例の中で頭出しだけでもしてもらいたいというのが私の考え方です。

【座長】 役所の内部において何か不正なることが行われていると、これは公益にかかわることです。不正が行われていれば、国民あるいは市民、住民から見れば、極めてけしからぬことが行われているわけで、公益に反することが行われているわけです。ところが、関係者が誰も口を割らなければ、表へ出ないということで隠れているというのは非常にけしからぬ話ではないか。そういうことは、誰かがちゃんとやってくれないと気がつかないという問題です。

ところが、「あいつが余計なことを言ったから」と言って、通報をした職員がその後の昇進等々に多大な影響を受けてしまう、あるいはやめさせられてしまう。ひどいときは退職を迫られる、免職処分を受けるとかいうことも起こり得る、そういう状況なので、やはり公益のためにそういう不正は許さないということをするためには、わかった人、知った人はちゃんと通報してくださいと促す制度です。一種の内通をする人を奨励しているような制度です。世の中全体としてはあまり気持ちのいい制度ではないのです。

でも、そういうことをしないと、なかなか表へ出ないということが幾つか続けて起こった時代があるのです。公益通報制度というのをきちんとつくって、そういう中で勇気を出して通報してくれた人はきちんと保護しよう、不利益な処分を絶対に受けないようにしよう、そういうことが話題になり出して、国でもつくり、自治体でもこういう制度をつくるようになってきた。密告しなさいと言っているようなものですから、組織としては決して愉快な制度ではないのですが、そうでもしないと、そういうことがなかなか終わりにならないという面もあるので、いたし方ない制度なのかもしれない。こういうことだろうと思います。まことに結構なことなので、どんどんどんどん通報してくださいというのもあまり気持ちのいい話ではないのですが。

【E 委員】 当初、これは内部的な話なので規定しなくてもいいのかなと思ったのですけれど

も、今のお話を伺って、いい意味での緊張感を行政内部でも持つには、実際に通報があるかなんかは別として、しっかりと要綱から条例に格上げという感じにすることは、価値のあることなのではないかなと感じました。

【副座長】 武蔵野市職員等の公益通報に関する要綱の「職員等」という範囲は、どこまでですか。

もう1つ、この要綱は誰が決めているのか。これは市長が職員に向けて発しているということですね。市ではなく、市長ですね。そういう面で行くと、要綱というのは取扱基準です。取扱基準だとすると、これは市長がやってもやらなくてもいい。裁量性がある程度含まれる基準と捉える。条例化すると、裁量性は一切ありませんね。市長も条例を守らなくてはいけない。議員さんも守らなくてははいけないです。その点で職員等の「等」はどこまで入るのか。

【企画調整課長】 今現在の要綱上の定義では、職員等の範囲が4つありまして、武蔵野市の職員であって、地方公務員法上の一般職の職員、非常勤の職員、臨時職員が含まれます。あとは、前回出ました財政援助出資団体の役員または従業員も含まれます。それから、市から事務事業を受託し、または請け負った事業者の役員または従業員。それから、武蔵野市の公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例に規定する指定管理者を請け負っている団体の役員または従業員といったものが全てになります。

【副座長】 委託は。

【企画調整課長】 委託は入っております。市から事務事業を受託し、または請け負った事業者の役員または従業員ということで、そういう範囲でございます。

【座長】 そうすると、職員等というのはかなり広く規定されているのだということがわかりましたけれども、委託先の企業体もあり得るわけですね。そういうところの社員が通報者であったという場合も含まれているとすると、そういう通報者が誰であるかにかかわらず、すべての通報者を保護して、不利益処分を受けないようにしろということは、武蔵野市の職員だったら職員の免職等々も懲戒処分の対象ですが、受託者の企業のほうの社員はそういう身分ではないですよ。でも、おまえが通報したのかと言って、その会社からやめさせられるということが起こり得ますね。絶対それをやってはいけないよと言って市が抑える権限はありますか。

【企画調整課長】 現実問題、難しいのでは。

【座長】 だけど、通報者を保護しろと言っているわけでしょう。少なくとも民間企業の人までそういうことを課すのなら、絶対に条例でないといけない。要綱などでそんなことをできるわけがないです。通報者、報告者の保護をすることがものすごく大事なことで、絶対に保護するというのなら、強力な根拠を持った形態で決めなくてはだめですよ。

それをもし規定するのなら、要綱は絶対条例化しなくてはだめということと、何といても報告者の保護ということになるような制度を考えてほしい。こういうことは始まっていますが、

日本ではやっぱりどこでも大体犯人捜しということが起こります。そのうち誰だということが出てきてしまうのです。保護になっていないじゃないかと私はいつも思うので、本当にこうやって通報者を促すのなら、保護してあげなくてはいけない。これは万全な措置を考えなくてはならないのです。それができないならやめたほうがいいです。

【D委員】 公益通報法に基づいて、その具体的な手順を要綱で決めているというのが今の市のスタイルだと思うのですが、法律の中の規定というのは、民間事業者に関わる通報者保護とかについての具体的な規定というものはあるのですか。要するに、法律の中で十分機能していて、具体的な手続だけを定めればいいということであれば、要綱でということも可能だと思うのですが、もしその規定が曖昧であれば、座長のおっしゃるように、条例に根拠がないと、民間企業に対して義務づけというのはなかなか難しいのかなという気がします。その法律の規定がわかれば、教えてもらえますか。

【企画調整課長】 公益通報者保護法の中には「不利益取扱いの禁止」という条項がございます。

【副座長】 民間も含まれている。民間を対象にして行った法律が、公務員も含まれるという法体系だと思う。もともと民間企業を中心に制定されたもの。それは公務員も含まれる、こういう法的な位置づけになっているはずですよ。

【座長】 それでは、その点はまたもう一遍よく勉強して調べていただいて、書き込むのならこれを条例化するとか、その内容についても一段と精査するというを必ずしていただきたいということで、ここでペンディングにしておきたい。調べた結果、そんなことを言っても保護し切れないということだったら、そこまでは決めないことにしたほうがいいと思います。

次の（５）職員倫理についてというところに行きます。

これは、「全体の奉仕者」としての自覚や法令遵守等について明示的に規定するかしないかということなのですが、いかがでしょうか。武蔵野の場合には職員行動指針というのがあって、職員証の裏側に記載されているそうです。皆さんはよくご存じらしいのですけれども、そういうことを決めるなら、もっと美しい文章にしてほしいと思います。誰かすぐれた文筆家か何かに委託して、センスのある文章にさせていただくと、サーッと頭に入ったりののではないかと思います。

【E委員】 （５）として職員倫理で、この後（６）に政治倫理とあるのですが、この「倫理」というのは、職員に関しては「全体の奉仕者」としての自覚や法令遵守以外には具体的にどういったものをいうのか、私にはいまいちわからない部分があるので、どういったことを想定した言葉なのかを教えてください。

【企画調整課長】 資料３（第１０回）の中に他の自治体の事例がございまして、12/13 ページになりますけれども、No.73 から幾つか「職員倫理」といった記載がございまして。例えば、川崎市さんですと「市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に

執行します」ですとか、あくまで「職員倫理」でくくっておりますけれども、職員の責務といった内容とかなりかぶってくる部分があるのかと思っております。

具体的に倫理という言葉をご中々使っているところはないですね。責務といったところの中で、内容的に例えば「全体の奉仕者」や「区民本意」、あるいは先ほどの公益通報に関するようなことは、倫理に関する部分なのかもしれません。No.71 の豊島区さんの「公益通報等」のところになりますけれども、「区の職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがあると思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態の是正に努めるとともに、行政運営を常に適法かつ公正なものにするよう努めなければならない」。この辺は倫理に関することなのかと思っておりますけれども、このような使い方がされているところでは。

【E委員】 そうすると、(5)「職員倫理について」というのは、三鷹市のように、条として職員倫理だけを取り上げたものをつくってはどうかという意味で出されているのですか。三鷹市以外のものは、内容としてはどちらかという職員の責務のほうに含まれるものが多いかと思うのです。また職員の責務のほうでこの議論が出てくると思っています。私はそちらのほうでいいんじゃないかなと思ったのですけれども。

【企画調整課長】 ※のところにも記載があるように、「職員の責務」と大分重複しておりますので、そちらのほうの議論と同じにさせていただくので、特段、大きな問題はないのかと思っております。

【座長】 E委員のご質問に何と言ったらいいのでしょうかね。道徳、倫理となると、違法・不当の問題ではないからというニュアンスになります。法令上の義務であるとか、法令上禁じられていることとかとなると、その中には犯罪行為も含まれますよね。これに対して、犯罪ではない、不正行為ではないけれども、不道徳であるとか倫理上問題だとかというレベルの話がありますよね。そこではっきりと、これはだめなことですよというところまでは言わないけれども、道徳上の問題と倫理上の問題という言葉の使い方がありますよね。こういう政治倫理という言葉が出てきて、政治家たるものとはいうときに、公職選挙法違反、何とか法違反というのは犯罪になってしまう。刑罰になってしまうのです。そこまで刑罰は科されないけれども、政治家たるもの、そういう疑いを持たれないように、あるいはこういうことに気をつけてくださいというのが倫理で、不当な蓄財はしておりませんということで所得も全部公表しなさいとか、財産を公表しなさいとか、いろいろ言われているようなのが、政治倫理法だとか倫理規定だとかそういうところで決められる傾向があると思うのです。

そうすると、市長や議員についても政治倫理ということで何か決められるのならば、職員にもそういう規定が何か要るのではないかという発想だと私は思うのです。政治との関係で言えば、職員は、政党政治というものに対しては中立公正でなくてはいけません。そういう意味で、政治活動をしてはならないとか、国家公務員法、地方公務員法にも決められていますから、そういう規定はあります。政治的に中立でなければいけないというのはあるけど、それ以外に何か倫理として書くことがあるかどうかという問題なんだと思います。

【副座長】 倫理というのは、「武蔵野市職員行動指針」とあるように、職員としての行動規範です。具体的な行動すべき基準というのか規範です。したがって、先ほど言った責務とは多少違ってくるといいますか、責務のほうがもっと総論的で、今、問題にしようとしている政治倫理は、職員が職務を行うについての具体的な行動規範、基準を明確にしようという話です。

そこで見てみると、ここで幾つかの表現があって、市民とともに自治運営をする者、これが1つ。それから、市民全体のために働く者という表現が1つ。それから、区民の信託に由来することを自覚する。もう1つが全体の奉仕者。この4つが、行動規範としての、前提としての表現の仕方をしているというふうに捉えるのですけれども、この中で、入れるとすれば、どの表現がいいのか。武蔵野市の職員の行動規範としてどれを重点に置いたらいいのか、こういう議論をしていただけたらと思います。

【座長】 ここに書いてある「全体の奉仕者」とかというのは憲法にも出てくる言葉なので、私は、あえてまた書かなくてもいいかなという感じがするのですけどね。むしろ、市町村の職員、基礎自治体の職員というのは非常に特殊なところがあって、それを最大に感じるのは災害時です。東日本大震災でもいいです。熊本でもいいし、今回の集中豪雨の被害を何日も受けているようなところでもいいのですけれども、こういうことが起こったら市町村職員は連日役所に缶詰です。夜昼問わず、そこへ来られる人は全員役所に出勤して、数日にわたって寝る暇もないような仕事に忙殺されるわけです。市民の安全を確保するという任務を負っているのです。ちゃんといるかいなかを確認しなくてはいけないというところから始まるのです。

これが県の職員だったら全く違います。東日本大震災のときだって、市町村の関係の職員たちは全員役場に張りつきます。県庁の職員、出先の機関はスーッと帰っちゃいます。県に影響はあるけど、ただちに県政に影響するというのはそんなにないです。日常の、その人が本当にいるのか、いないのか、行方不明ではないのかということから確認するのが市町村の役割ですから、大変なことになるわけです。

ですから、ここに書いてあるようなきれいごとではなく、そういうことが起こった途端にそこに張りつき放しになる人々ですよということ。市民にとっても、そういうふうに働いてくれないで困る人々ですよということです。こういう都会のときには、田舎と違って、市役所に働いている人たちも通勤者になっています。必ずしも武蔵野市の住民ではない。大半が外から電車で来ている人々です。ですから、夜中に起これば、ここにはごく限られた人々しか集まらない。翌日、みんな何とかして来てくれなくて困るのです。来てくれなくて、市役所は回らないです。こういう役割を担っているということを、私は表現するなら表現してほしいと思いますね。国の役人とも違います。県の役人とも違うのです。市町村の職員というのはそういう職員です。危機管理のときの任務が、大変な任務になるのです。

【副座長】 今の座長の意見に補足しますと、法律のない仕事はどこ仕事ですかといたら、市町村の仕事です。武蔵野もさんざん不発弾が出てきました。不発弾処理事務は法律のどこにもないです。その当時、私は担当でやっていましたけれども、自衛隊は市町村長の要請がない限り、爆弾処理班を派遣しないです。どこにもないのは市町村の事務です。それ以来、爆弾処理に対する交付金だとか国からの交付金が認められるようになったのですけれども、今でもそうです。法律のない事務は市町村の事務です。そういう位置づけの中から、職員の倫理だとか

責務だとかこういう位置づけの中で、全体の奉仕者という中途半端なものではなくて、もう少し具体的に、武蔵野市らしい表現にしたほうがいいのではないかというのが、座長の意見だと思うのです。そのとおり大賛成。

憲法学者がいるのですけれども、もともと全体の奉仕者、公務員というのは天皇の官吏で、天皇に対する責任を無定量に負っていたという位置づけから、新憲法になって、これを全体の奉仕者とただ置きかえただけで、抽象的な内容です。それをもう一步踏み込んで、ここで表現をしてもらいたいというのが私の考え方です。

【C委員】 武蔵野市ならではの文言になるかは心もとないのですが、まさに補完性の原則などで言われているような、地方自治法の言葉を語れば、「住民に身近な行政」ということでは、全て自分たちが行政事務を取り扱うという意識のもととか、そういった形でやっていくと、基礎自治体としての本来的なものが出てくるのかなという気がいたしました。

【副座長】 先生が分権改革でやっていたときの重要な言葉で、「身近な政府・市町村」という言葉を総務省でも使っていましたね。こんな内容の表現がここで出てくると、もっと具体的になるのかなということです。要するに、政府というのは何かというと、自己完結的に住民のために政策を実現する。したがって、国の事務であろうが東京都の事務だろうが、最前線に立っているのは武蔵野市だ、こういう自覚を持ってやってもらいたいという表現が出てくるといいのかなということです。

【B委員】 ここに書いてある、行動指針のほうにも入っています公共の課題を解決するというのは、全然否定はしていないのですけれども、非常に漠然としていて、どこまでが公共なのかというのを考えると、では、どこまでだろうと。

最近の課題でいうと、ここ数年、もう 10 年近くなりますけど、待機児童の問題がずっと出ている。100 人を超えたら緊急事態だということで一生懸命自治体も取り組んでいるのですけれども、これが 10 人、20 人だったらどうか、やるか、やらないかという話にもなるし、一部の地域の課題であったら全市的にはそんな課題ではないですよという話になってしまうのかどうか。1 人でも苦しんでいる人がいれば、それは当然、全体の奉仕者だから取り組んではいくだろうけれども、どうしても優先的な順番であるとかそういったもので、公共の課題の解決、その言葉ではあらわされるのですが、ではどこまでやってくれるのかというのは、規模の大きい、小さいとかさまざまありますね。そういった部分でも、もう少しはっきりできるものはないのかなと、個人的にずっと思っているところです。議員活動をしていてもそうですけれども、公共の課題というのはどこまでの範囲が公共だろうかと。地域が限られていたり、1 人の人かもしれないけれども全体的に考えたら大きな話という全体につながる話もあったり、さまざまあるかと思うのです。一くりに言うと、公共の課題解決になってしまうのですけれども、この辺も、もう少し整理をする必要があるのかなというのが、個人的な意見です。

【副座長】 実は武蔵野が先陣を切った環境問題、マンション問題、日照権問題。あのときは法律も何もないですから、公共になっていないのです。公害も全てそうです。公共になっていないから遅れたのです。公共とは何かというと、法律なり一定の仕組みがない限り公共ではな

いと見ますから、むしろそれを条例によって新たに進んでいく、解決する、こういう姿勢を自治基本条例の中で武蔵野が先鞭をつけて、このところで明記してもらおうと、先進的な自治基本条例になるのかな。公共の課題というのは、法律なり条例がない限りやらなくていいという話になるわけです。そうではなくて、新たな課題をもって対応する。むしろ住民の負託に応えて、住民福祉に寄与する、こういう内容を盛り込んでいただけたらと思います。

【C委員】 非常に興味深い論点だと思います。副座長のおっしゃることはもともと「環境権」といった定義がないときは、全て「個人の尊厳」とか「幸福追求権」だけで対応しなくてはいけなかったという状況でした。今の待機児童の問題というのは、「公共の課題」として公権力が解決しなければいけないものなのかどうかというのは、準則があって初めてわかる。このような人権と考えるべきものがある、これは公共で解決しなくてはいけないものだという法律なりをつくらなければ、結局は公権力が動けないという、「法律による行政の原理」ということを考えさせられ実務側からのご発言だったと思います。その意味では、問題になっていることを具体的に箇条書きのような形で挙げていくのも悪くないのかなと思いました。

ただ、社会の発展とともに、公共がやらなくてはいけないことというものは多様に広がっていくこともあり得ますので、その多様性をカバーできるものという形で、公共という単語が、不確かだけれども、そこに何でも織り込めるという形で残しておかざるを得ないということもあると思うのです。ですから、明らかになっているものを明示するということのよしあしも含めて、その意義と、現在ではまだわかっていないけれども将来的に起こるだろう公共課題も含まれるような概念も入れておく形での定め方がふさわしいのかなと思います。

【座長】 何を書くのが一番いいのかというのがわからないのですけどね。議会についても、議員さんについても、市長についても、その後の政治倫理について何らかの規定が置かれるのなら、職員についても何か書かれてもいいのかもしれないけど、書くなら何かほかの市町村の例に出ているようなつまらないものではなくて、武蔵野市は職員に関する何かユニークなものを考え出さないかね。職員に、守りなさいと言うよりも、職員はそういう人たちだと、市民の人たちもみんな理解する、我々の生活に不可欠な人たちだという意識をみんなが持つような、そういう職員像を何か打ち出してほしいと思うのです。

さっき私は、災害のときは基礎自治体の職員は本当に大変な任務を背負わされるということを言いましたが、大災害になると、自分たちだけではできなくなるのですよね。そうすると、たくさんボランティアや、よその自治体からの応援という人に来てもらわなければ、始末もつかないとなっている。阪神淡路大震災以来、現在ではすでにそういう人々が被災地に派遣されるようになってきているのです。あるいは、ボランティアが集まってくるようになっている。あの人たちに助けてもらわなければ、救助も復旧も復興もできないのです。そうすると今、どこでもボランティアとかよそからの応援団とか、そういう人たちを受け入れる仕組みをつくらなくてはいけない、その訓練をしておかなくてはいけない。そういう人たちが来てくれたときに、それを組織化して、働いてもらえるということができないと、町が動かないことになるのです。基礎自治体だから、そういうときの職員像というものを何とか書いて、武蔵野はみんなが職員に対してそう思っていると、そういう職員を大事にしなくてはいけないんだという気分を起こさせるような条文なら、ぜひつくってほしいと私は思います。倫理という言葉でなくて

結構です。

東京で地震や何かが起こったら、都心から帰るたくさんの人たちがいるでしょう。周辺自治体はみんなその人たちの世話をしなくてはいけないという問題がありますからね。この町にいても、多摩の地域にまで延々と帰っていく人たちがどうするかという問題もあるわけで、いろいろあります。結論は出ないですけど、置くのなら置くで、いい知恵を出してという感じですよ。

それでは、もうちょっと先へ行きたいので、次の(6)の政治倫理について。①明示的な規定を行うかどうか。②として、そのときは市長、議員、市長及び議員という対象をどう決めるかという質問が出ています。これは前回、議会から審議状況を伺ったときに、議会基本条例の中に、議員さんに限定した倫理の問題が議論されていますし、予定されていますよね。そうだとすれば、議員さんのことは議会のほうでも意識している。それならばそれに見合う形で市長の政治倫理に関する規定もやっぱり置かれることになるのではないかなと私は思うので、それを別の条例に決めることになるのか、一緒になるのかわかりませんが、市長及び議員の政治倫理ということで一本化してもいいし、市長の倫理と議会議員の倫理という形で別個に定められることになるかもしれない。それは決め方次第なのではないかと私は思うのですが、それによろしいのではないのでしょうか。

【副座長】 議員の資産公開はありますか。

【A委員】 資産はないですね。収支報告はします。

【副座長】 条例の中で検討する予定はありますか。議会内部で、我々は要求しないと言っても議会内部で議論になっているのか、なっていないのか。

【B委員】 資産についてはないですね。あくまでも、政務活動費であるとかそういったものの収支はきちんとやるようにということだけです。議論されていないので、どうなのかなというのがありますけど、条例の中でもそこまで触れてはいないです。

【座長】 そんなことでよろしいですか。

ではIV「市長の責務」まで行きますか、説明してください。

(資料2 IV、Vについて事務局より説明)

【座長】 説明を受けたということで、議論は次回に回したいのですが、それによろしいでしょうか。きょうは十分真面目な議論をしていると思うのですが、なかなか進まなくて申し訳ありません。

最後に、次回の予定について事務局からご説明をお願いします。

【企画調整課長】 次回第12回は8月8日(火)、場所は811になります。

それから、議事録は2週間に1回で、お忙しい中大変恐縮ですが、第9回と第10回の分に

つきましては、近々委員の皆様へ依頼をさせていただきますので、ご確認をよろしくお願いたします。連絡事項は以上でございます。

【A委員】 1点だけ、よろしいですか。次回以降の議論でいいのですけれども、2月に、ワークショップをやろうということがあったのですけれども、それが時期尚早ではないかということで延びています。ワークショップをやるにしても、やはり告知期間等々があるので、ある程度の、ざっくりとした、いつぐらいにやるというぐらいは、ある程度前倒して議論をしておいたほうがいいのかということはこの間、E委員とお話しさせていただいて、提案させていただきました。今答えが出なくて結構ですが、次回もしくは次々回ぐらいには何となくのスケジュールがわかるといいかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【企画調整課長】 この懇談会は9月まで予定しておりますが、今、議論を集中的にやっただいて、残っているものを9月末にはなかなか難しいのかなというところで、次回あたり、今後のスケジュールをどのようにやらせていただくかというところをご相談したいと思っております。一旦骨子案のたたきが出てきた時点で市民意見をお聞きする市民意見交換会ですとかワークショップをするといったところになりますので、そのスケジュールについても、また改めてお諮りをさせていただきたいと思っております。

【座長】 ありがとうございます。

午後9時 閉会